

大分県建設産業女性活躍推進事業実施要領

令和2年4月1日伺定

令和3年4月1日一部改正

1 目的

この事業は、県内建設業者等に対し、女性の活躍推進に資する機器等の導入経費の一部を助成し、建設産業において女性が輝ける職場づくりを推進することにより、誰もが働きやすい職場づくりを後押しするとともに、女性や若年者の入職及び離職防止を図り、もって人手不足の解消や建設産業の生産性向上に資することを目的とする。

2 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)大分県内に主たる営業所を有すること。

(2)次の①、②のいずれかに該当する者であること。

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する会社であること。

②中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に規定する中小企業団体であること。

(3)次の①、②のいずれかに該当する者であること。

①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可を有すること。

②建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格を有すること。

3 用語の定義

この要領における、用語の定義は次のとおりとする。

(1)「県内建設業者等」とは、2に定める対象事業者のことをいう。

(2)「建設コンサルタント業務等」とは、大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者

に必要な資格及び資格審査の時期等(昭和60年3月1日大分県告示第235号)において資格を認定する建設コンサルタント業務等のことをいう。

(3)「女性の活躍推進に資する機器等」とは、別表に掲げる機器等をいう。

4 事業の採択

(1)女性の活躍推進に資する機器等の導入経費に対する補助を希望する者は、次に掲げる書類を知事あてに提出するものとする。

①実施計画書(様式1)

②建設業許可通知書(写)又は大分県競争入札参加資格通知書(写)

③導入する機器等を説明する書類

④その他知事が必要と認める書類

(2)知事は、前号の規定により提出があった場合は、その都度、支援の適否を判断し、その旨及び補助内示額を提出者あて通知するものとする。

(3)前号の規定により「適」の通知を受けた者は、通知後、事業の延期又は中止等をしようとする場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 県の助成

知事は、当該年度の予算の範囲内において、上記4により採択された事業について、別に定める大分県建設産業女性活躍推進事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

附 則

この実施要領は、令和2年度の予算に係る大分県建設産業女性活躍推進事業から適用する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年度の予算に係る大分県建設産業女性活躍推進事業から適用する。

別表

補助対象機器等
・建設産業における女性の活躍の場を広げるための取り組みの実施に必要な機器、ソフトウェア等（単なる事務用機器等は除く。）